

○大和川右岸水防事務組合会計管理者の
代理者に関する規則

制 定 平 20. 5. 13 規則 4

第 1 条 会計管理者に事故があるときは、主幹がその職務を代理する。

附 則 (平 20. 5. 13 規則 4)

この規則は、公布の日から施行する。